

新宿中央公園 撮影可能区域図



0 50 100m

- ◆ 新宿中央公園事務所で撮影を行う場合、管理事務所にて腕章の貸与を受けてください。
早朝・夜間(9:00から17:00以外の時間帯)に撮影を行う場合は、公園管理事務所(03-3342-4509)にお電話の上、来所をお願いします。
- ◆ 植込み地内、滝に立入ることはできません。
- ◆ 公園大橋、公園小橋以外の橋は、新宿中央公園の施設ではありません。

区民の森周辺は、令和8年2月16日から撮影できます。
図面修正中につき、園路の形状等が現地と異なりますのでご注意ください。

至 西新宿四丁目

至 西新宿五丁目

至 代々木



令和7年度 芝生広場での撮影可能 予定期間について
芝生広場は、芝生の養生のため一定期間にわたり閉鎖を行っています。
当該地での撮影可能 予定期間は以下のとおりです。芝生の育成状況によって期間を変更することがあるため、撮影をご検討の際は、事前に撮影が可能かどうかお問い合わせください。

撮影可能 予定期間

- (1) 5月1日から6月1日まで (2) 7月中旬から8月末まで (3) 10月上旬から10月末まで
(4) 12月上旬から12月末まで

【問い合わせ先】新宿区 みどり公園課公園管理係 03-5273-3914

シュクノバ内で撮影する場合

事前に施設管理者の了解を得てから、
みどり公園課に許可申請してください。

【施設管理者 問い合わせ先】

株式会社ライフホールディングス

営業第三部営業課 03-5323-2515